

「OKAYAMA ハレ活プロジェクト」ポイント付与店規約

(総則)

第1条 本規約は、岡山市が行う「OKAYAMA ハレ活プロジェクト」(以下「本事業」という。)におけるポイント付与対象となる事業所(以下「ポイント付与店」という。)が本事業への参画にあたってあらかじめ同意し、順守すべき事項について規定する。

(本事業の趣旨)

第2条 本事業は、Positive Health Okayama(子どもからお年寄りまで、病気や障害などの有無に関わらず生きがいを持ち活躍できる社会をみんなで目指すこと)の考え方に基づき、行政だけではなく市内の様々な者が協働して取り組むことで、住んでいるだけで健康になる環境の実現を図り、もって市民の健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 事務局とは、岡山市から委託を受けて本事業を運営する DeSC ヘルスケア株式会社をいう。
- (2) 「第三者の権利」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされているものをいう。

(認定の申請等)

第4条 ポイント付与店を希望する事業所は、本規約及びポイント付与店認定基準を理解・同意したうえで、事務局に認定の申請をしなければならない。

2 業務の内容やそれに係る営業が次のいずれかに該当すると事務局が認めたときは、ポイント付与店として認定しない。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治的又は宗教的中立性を侵すもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 暴力団との関係のあるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 第三者の権利や財産を侵害するもの
- (6) 事務局の名誉を棄損し又は信用を失墜するおそれのあるもの
- (7) その他、本事業の趣旨に合致しないもの

3 申請の結果については、事務局から通知する。

(規約の変更)

第5条 事務局は、必要があると判断した場合には、ポイント付与店の承諾を得ることなく、本規約を変更することができることとする。

2 本規約を変更する場合は、事務局からポイント付与店に事前に通知を行うこととする。

(ポイント付与店の責務)

第6条 ポイント付与店は、第2条の趣旨を理解した上で、「運動」「栄養・食生活」「社会参加」に関する事業を、本事業参加者（以下「参加者」という。）に提供すること。

また、事務局が本事業を運営するにあたって、必要な情報の提供を行うこと。

2 ポイント付与店は、配布された二次元コードが正常に動作しない場合は、事務局へ連絡をすること。

3 ポイント付与店によるポイント付与対象事業（以下「ポイントサービス」という。）は、ポイント付与店申込フォームに記載された事業で、事務局が認定したものとし、ポイント付与店は、その他の事業について、ポイントを付与してはならない。

4 ポイント付与店は、参加者がポイントサービスを利用した場合、指定のポイントを付与すること。

5 ポイント付与店は、参加者がポイントサービスを利用し、事務局が運営する本事業のアプリを提示した場合、正当な理由なくポイント付与を拒絶するなど、参加者に不利な取扱いを行ってはいけない。

6 ポイント付与店は、ポイントサービスの終了、または変更をした場合は、遅滞なく事務局に届け出ること。

7 ポイント付与店は、ポイント付与店が提供するポイントサービスが第三者の権利を侵害しないものであることを事務局に対して保証すること。

8 ポイント付与店は、提供するポイントサービスに対してあらゆる責任を持つこととし、参加者からの問い合わせ、要望、クレーム又は請求に対して丁寧かつ適切に対応すること。

9 ポイント付与店は、提供するポイントサービスに起因して紛争又は問題が発生した時は、自らの責任と費用において発生した紛争または問題を解決するものとし、事務局にいかなる損害も及ぼさないものとし、紛争当事者間で紛争の解決のための協議を行うものとする。

10 ポイント付与店は、前項の紛争又は問題の解決に対応するため、事務局に費用が発生した場合又は事務局が、これに関連して賠償金等の支払を行った場合、当該費用及び賠償金等（事務局が支払った弁護士費用及び訴訟費用等を含む）を負担するものとする。

11 ポイント付与店は、特定の期間もしくは一時的に実施するイベントなどの参加に対してポイント付与する場合、イベント開催当日、ポイントの付与並びにポイントに関する問い合わせへの対応が可能な体制を整えること。

12 ポイント付与店は、ポイント付与対象とするイベントについては、本事業の趣旨に沿

ったものとし、イベントに関わるポイント付与店以外の者も第4条第2項に定める条件に該当しない体制とすることを保証するものとする。

- 1 3 前項の規定に違反したことにより事務局に費用が発生した場合又は事務局が賠償金等の支払を行ったときは、ポイント付与店は当該費用及び賠償金等（事務局が支払った弁護士費用及び訴訟費用等を含む）を負担するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第7条 ポイント付与店は、本事業に係るポイント付与の過程で知り得た参加者の個人に関する一切の情報（以下「個人情報」という。）を秘密として保持する。

2 個人情報には次の各号が含まれる。

- (1) 氏名（名称などを含む）
- (2) 生年月日、性別
- (3) 郵便番号、住所、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス
- (4) 家族構成および付随する本条に定める一切の情報
- (5) 勤務先に関する一切の情報
- (6) ポイント増減履歴
- (7) 本事業に関連して、参加者から収集した趣味、嗜好などに関する一切の情報
- (8) その他、関係法令および本事業の趣旨上、個人情報として扱うことが望ましいもの

3 個人情報の保護に関するポイント付与店の義務は、次項に定めるとおりとする。なお、認定期間終了後も同様とする。

- (1) ポイント付与店は、個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、関係する一切の法令、関係省庁および自治体からの通達など（以下「関係法令」という。）、およびポイント付与店、事務局が各々独自に定めた個人情報保護に関する取り決めなどを遵守すること。
- (2) ポイント付与店は本事業において参加者から収集した個人情報を第三者に提供・開示・漏洩しないことを、事務局に対し確約すること。ただし、関係法令の定めにより個人情報を第三者に提供、開示した場合、ポイント付与店は事務局に対したちに報告すること。

（ポイント付与店の認定期間）

第8条 ポイント付与店の認定期間は、事務局が認定した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までにポイント付与店または事務局いずれからも更新しない旨の意思表示のない場合は、さらに1年間継続するものとする。

- 2 ポイント付与店が実施するイベントの認定期間は、ポイント付与店が申請した期間とする。
- 3 認定期間を予め定めているポイント付与店は、認定期間の延長は行わないものとする。

4 本事業が終了した場合、認定期間内であっても、認定を終了する。

(ポイント付与店の認定解除について)

第9条 ポイント付与店が次のいずれかに該当する場合、事務局は事前の通知をすることなく認定を解除し、これにより生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

- (1) ポイント付与店申請に際して、記載事項を偽って記載したことが判明した場合
- (2) ポイント付与店がポイントサービスを悪用していることが判明した場合
- (3) 第4条第2項に該当していることが判明した場合
- (4) その他、本事業の趣旨及び本規約に違反し事務局がポイント付与店として不相当と認められた場合

附則

本規約は、令和5年8月1日から実施する。